

令和2年7月28日付2千政総務収第120号千代田区議会の  
解散について（通知）に伴う選挙執行について

今回の解散処分において、本件議決が地方自治法第178条第1項に規定する区長の不信任議決にあたらないと判断いたしました。

したがって、適法な手続きを欠くものとして解散処分は無効であるため、公職選挙法第33条第2項の解散選挙の事由は発生しないと千代田区選挙管理委員会は判断いたしました。

令和2年7月31日

千代田区選挙管理委員会

委員長 八尾 規子



## 選挙管理委員会の決定に関する区長コメント

選挙管理委員会の決定内容については、1つの見解として、受け止めさせていただきます。

選管の判断につきましては、私が軽々に述べることはありませんが、司法の判断を待たずに、区民の参政権を奪うことにもなり得る判断をされたことは理解に苦しみますが、苦渋の決断をされたのだろうと思います。

選挙の実施に関することは選管が判断されることだと思いますが、その判断の前提となっている「解散が有効かどうか」を決定できるのは、司法の場でございます。

したがって、選管がどのような見解を示されたとしても、解散の効力は続いておりますので、自治法上、現在も議会は存在していないこととなりますし、存在しない会議等にも出席できない状況が続いております。

このような状況は大変残念ではございますが、区民の皆様のための区政運営については、停滞することのないよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

なお、一部報道では、総務省が「今回の解散通知の有効性」について見解を示されていると報じておりますが、これは、あくまで一般的な見解を示されているのだと思います。

私としては、4分の3以上の特別多数で、私が失職すべき犯罪者であるという告発の議決がなされたので、形式的にも実質的にも「不信任の議決」だと判断して解散をいたしました。

今回のような特殊な事例については、「有効か無効か」の決定は、司法の場に委ねるべきものだと考えております。



## 議長コメント（案）

区長は、「総務省がどう言おうと、私なりに事実上不信任ととらえて、私が」解散を判断したと強弁していました。

これに対し、千代田区議会議員の全員から、区長に対し、総務省の見解に反し、法的根拠がない解散であることを主張し、予算特別委員会を通常どおり開催し、区長や理事者の出席を要請し、7月28日、29日、30日までの3日間待ち続けました。

この間、新聞やテレビは、区長の解散の効力については多くの疑問を報じてきました。

そして、ついには、本日の定例記者会見において、総務大臣からは「100条に基づく偽証告発が不信任決議とは考えにくい」との発言がありました。さらに、区長側が解散の根拠として挙げている過去の裁判例は、偽証告発に関するものではないとの発言もありました。

総務省のみならず、総務大臣までもが疑義を示しているにもかかわらず、本日まで区長は「議会は存在しない」と言い続け、予算特別委員会への出席を拒み、理事者の委員会出席も認めないという暴挙に出ています。

本日、ついに、千代田区選挙管理委員会の判断が示され、

「適法な手続きを欠くものであり、解散処分は無効」であり、したがって選挙は行わないことを決定されました。区議会の主張が認められました。

「総務省がどう言おうが解散する」との暴挙で始まった不名誉極まりない区政の混乱は、連日メディアを通じて全国に報道されています。区民の間には区長の暴挙に対する不満が日に日に広がっています。

区長が区政の混乱を振り撒いた以上、これを収めるべき責任は区長にあることは明白です。選管の判断を真摯に受け止め、無効な解散を撤回し、早急に事態の收拾を図り、区政の混乱を収めることを強く求めます。

令和2年7月31日

千代田区議会議長 小林 たかや